○北海道開発局告示第五十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成二十八年二月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月二十九日

北海道開発局長　本田　幸一

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百三十五号

(三) 占用を制限する区域　室蘭市海岸町一丁目二八番六から北海道浦河郡浦河町大通二丁目三二番まで

(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六) 占用の制限の開始の期日　平成二十八年四月一日

(七) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局室蘭開発建設部

○北海道開発局告示第五十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成二十八年二月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月二十九日

北海道開発局長　本田　幸一

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百三十六号

(三) 占用を制限する区域　帯広市大通南一丁目五番一から北海道浦河郡浦河町大通三丁目一番まで

(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六) 占用の制限の開始の期日　平成二十八年四月一日

(七) 図面縦覧場所　北海道開発局、同局室蘭開発建設部及び同局帯広開発建設部

○北海道開発局告示第五十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成二十八年二月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月二十九日

北海道開発局長　本田　幸一

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百三十七号

(三) 占用を制限する区域　旭川市四条通一丁目二二四一番五から北海道浦河郡浦河町大通二丁目三二番まで

(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六) 占用の制限の開始の期日　平成二十八年四月一日

(七) 図面縦覧場所　北海道開発局、同局旭川開発建設部及び同局室蘭開発建設部

○北海道開発局告示第五十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成二十八年二月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月二十九日

北海道開発局長　本田　幸一

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百三十八号

(三) 占用を制限する区域　網走市大曲一丁目一六番三七から稚内市潮見五丁目四六番一まで

(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六) 占用の制限の開始の期日　平成二十八年四月一日

(七) 図面縦覧場所　北海道開発局、同局旭川開発建設部及び同局室蘭開発建設部

○北海道開発局告示第六十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成二十八年二月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月二十九日

北海道開発局長　本田　幸一

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百三十九号

(三) 占用を制限する区域　網走市大曲一丁目一六番三七から留萌市元川町一丁目二一番一まで

(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六) 占用の制限の開始の期日　平成二十八年四月一日

(七) 図面縦覧場所　北海道開発局、同局旭川開発建設部、同局網走開発建設部及び同局留萌開発建設部